

小田原競輪開催業務等包括委託
事業者募集要項
(公募型プロポーザル)

令和元年10月
小田原市

《目次》

I 概要

1 募集の趣旨	1
2 事業名	1
3 実施場所	1
4 包括委託業務にあたっての基本的な考え方	1
5 委託期間	2
6 募集スケジュール（予定）	2

II 包括委託業務について

1 業務概要	2～3
2 業務に関する基本事項と前提条件	3～6
3 委託業務の詳細	6

III 募集の手続き

1 応募資格	6～7
2 募集要項等の配布	7
3 現地見学会参加申込書の受付	7
4 現地見学会	7
5 質問書の受付	7
6 質問書に対する回答	7
7 企画提案参加申込書の受付	8
8 企画提案書の受付	8～9
9 留意事項	10

IV 審査方法等

1 審査方法	10
2 審査基準	10～11
3 プレゼンテーション及びヒアリング審査	11
4 審査及び結果通知	12

VI その他留意事項

募集に関するお問い合わせ、各種受付先	12
--------------------	----

I 概要

1 募集の趣旨

小田原競輪は、昭和24年に開設されて以来、平成3年度48億円をピークに、約882億円の財源を一般会計に繰り出してきましたが、趣味やレジャーの多様化、ファン層の高齢化などの影響により、車券売上高、入場者数とも減少し、次第に競輪を取り巻く環境が厳しくなってきました。

小田原市では、競輪事業の将来のあり方等について、調査研究を行い、その方向性を示すことを目的に、平成19年8月に小田原市競輪事業検討委員会を設置し、平成20年2月に報告書が提出されました。

その中で、小田原競輪の将来のあり方について、「小田原競輪は、基本的には存続させるが、赤字、もしくは赤字が予測される状況となった場合には廃止を検討する。」と結論付けられたことから、この結論を尊重して事業を継続してきましたが、平成24年度、平成27年度及び平成29年度は一般会計への繰出しを継続したものの、実質的な単年度収支は赤字となる、大変厳しい状況となりました。

そこで今後も、単年度収支の赤字が予測されるとともに、施設全体の老朽化が進んでいる状況等を踏まえ、平成30年11月に、庁内の関係課で構成する「小田原競輪の今後に向けた検討会議」を設置して、「小田原競輪の今後の方向性」について、廃止ありきでは無く存続も含め様々な角度から検討を進めることとしました。

その結論は、「実施することにより効果が見込まれる民間包括委託や他場借上げによるミッドナイト競輪、ガールズケイリンについて検討を進めるとともに、施設に関して耐震診断等の調査を早急に実施して現状把握を行い、経営改善策を実施した場合の効果額と施設改修に必要となる費用を試算した上で、小田原競輪の今後の方向性を判断すべきである。」というものでした。

この結果を踏まえ、包括委託の受託者を公募し、民間事業者の視点から創意工夫した新たな競輪事業運営による経営改善を目指し、提案を求めるものです。

2 事業名

小田原競輪開催業務等包括委託業務

3 実施場所

小田原競輪場（神奈川県小田原市城山4-10-1）

4 包括委託業務にあたっての基本的な考え方

通常、包括委託業務では一定の期間をもって、新規顧客獲得の取り組み、市民に親しまれる競輪場づくり、安定した運営を行うための施策等の提案を受けるものですが、小田原競輪場としては、今後の方向性の判断材料とする必要があることから、令和2年からの2年度の期間で、売上増収策に優先して、確実に実現できる経費削減策について重点をおいて、提案を求めるものです。

5 委託期間

令和2年1月～令和4年3月31日

令和2年1月～3月31日（準備・研修期間）

令和2年4月1日～令和4年3月31日（委託業務実施期間）

※債務負担行為に基づく複数年契約とします。

ただし、本委託業務は、令和2年3月31日までに小田原市議会により関係予算が成立しない場合は実施しません。

6 募集スケジュール（予定）

項 目	日 程
募集要項の公表	令和元年10月8日（火）～
現地見学会参加申込の受付	令和元年10月8日（火）～10月15日（火）
現地見学会	令和元年10月21日（月）
質問書の受付	令和元年10月21日（月）～11月1日（金）
質問書に対する回答	令和元年11月8日（金）
企画提案参加申込書の受付	令和元年11月8日（金）～11月15日（金）
企画提案書の受付	令和元年11月18日（月）～12月6日（金）
プレゼンテーション及びヒアリング審査	令和元年12月20日（金）
受託候補者の決定	令和元年12月20日（金）
結果通知	令和元年12月下旬
提案内容に対する受託候補者との協議・調整	令和2年1月
業務委託契約書の締結	令和2年1月

II 包括委託業務について

1 業務概要

(1) 本場開催及び場外発売の総合運営（開催業務）

小田原市自転車競走実施規則第6条で定める開催執務委員のうち、総務委員及び投票委員としてそれぞれの業務を担当するほか、次の業務を行う。

- ①開催に係る各種業務の運営統括及び総務に関する業務
- ②車券の発売・払戻、トータリゼータシステム等の運用に関する業務（一部、発売窓口業務を除く）
- ③映像・音楽・実況放送など、情報の場内外への提供に係る業務
- ④お客様サービス、イベント等の実施に関する業務

- ⑤場内・駐車場・周辺道路の警備（一部、場内警備を除く）及び清掃に関する業務
 - ⑥賞典に関する業務（選手賞金の資金調達を除く）
 - ⑦問い合わせ・トラブル・苦情等への対応に関する業務
 - ⑧選手宿舎（サンサンヒルズ小田原）の管理・運営に関する業務
 - ⑨開催期間中の施設・設備の管理に関する業務
 - ⑩その他開催に伴い必要な業務
- (2) 競輪事業実施のために必要な業務（非開催業務）
- ①広告・宣伝企画に関する業務（イベント企画、広告掲載、ホームページ運用等）
 - ②本場・場外開催に係る他場及び関係機関との連絡・調整等に関する業務（協定の締結等）
 - ③その他競輪事業実施のために必要な業務
- (3) その他日常業務（競輪場施設・設備等の維持管理及び一般管理業務の補助など）
- ①施設・設備等の維持管理に関する業務（各種設備の保守点検等、日常警備・清掃等を含む）
 - ②選手宿舎（サンサンヒルズ小田原）の管理・運営に関する業務（一般供用業務を含む）
 - ③小田原市が行う開催業務及び日常業務等の支援に関する業務
 - ④その他法律で規定された施行者が行うべき固有業務及び法律で委託先が指定されている業務を除く小田原市が指定した業務

2 業務に関する基本事項と前提条件

(1) 本場開催日数

年間標準節数15節46日を基本としますが、令和元年度より他場を借り上げてミッドナイト競輪を開催する予定となっておりますので、令和元年度の開催日数を見積条件とします。また、FⅠのうち1節をジャパンカップとし、本市が開催するのは令和3年度を予定しています。なお、特別競輪は実施しない予定です。

●平成30年度内訳

小田原競輪場（記念競輪1節4日、FⅠ6節18日、FⅡ8節24日、合計15節46日）

●令和元年度内訳<予定>

小田原競輪場（記念競輪1節4日、FⅠ6節18日、FⅡ7節21日、合計14節43日）

川崎競輪場（ミッドナイトFⅡ2節6日）

※他場で開催するミッドナイト競輪については、「1 業務概要（1）本場開催及び場外発売の総合運営（開催業務）」の対象外とします。

(2) 場外開催日数

平塚競輪場との日程調整があるため、増加可能な開催日数には制限があります。

原則的に、ナイターを除く特別競輪は、平塚競輪場と両場で発売します。ナイターを除くGⅢ開催は約半数を小田原競輪場で発売します。令和2年度の想定開催日数を見積条件としますが、本場併売の場外開催も場外日数としてカウントして、開催グレード毎の委託料率で提案してください。

場外発売日数（本場併売日を除く）

- 平成30年度 117日（全て専用発売）
※本場併売日26日
※競輪祭ナイターは最終日・早朝発売所で前売りのみ発売
- 令和元年度＜予定＞ 126日（専用発売87日＜上期54・下期33＞、場外2場併売39日）
●延べ日数165日
※本場併売日31日
※下期から場外2場併売開始
※競輪祭ナイター後半3日間（前売りのみ）及び同期日の平塚F I、
並びに全日本選抜競輪1～3日目は早朝発売所のみで発売予定
- 令和2年度＜想定＞ 142日（専用発売70日、場外2場併売72日）
●延べ日数214日
※本場併売日30日
※早朝発売所のみでの発売は想定されるが考慮しない
※原則的に競輪祭以外のナイター場外は実施しない

（3）臨時従業員の取扱い

小田原競輪場では開催業務に係る、医師、看護師のほか投票所等の業務及び警備業務の一部に臨時従業員を雇用していますが、包括委託を導入した後もこれらの雇用は小田原市が継続して行います。ただし、発売窓口の業務に係る臨時従業員については、定年退職等で退職者が出ても新規の雇用は予定していないので、発売窓口業務等に支障を来さないよう、受託者が必要な人員を確保するとともに、適切な人員の配置をしてください。

（4）開催準備資金等の手配

本場・場外ともに開催業務に必要な準備資金等については、事前に受託者が用意してください。ただし、選手賞金等については事前に小田原市が準備し、受託者に引き渡すものとします。

（5）発払機について

小田原競輪場では各投票所の投票機器（富士通フロンテック製、自動発払機28台〔K6・18台、K7・10台〕、有人発払機65台〔L1〕、平日払戻用自動払戻機〔K7〕及び有人払戻機〔L1〕各1台）をリース契約及びリースアップにより所有しています。なお、早朝発売所の自動発払機6台（K8）については、現行投票システム保守会社の持込みにより運用していますので、当該機器を使用する場合は、提案の委託料に含むものとします。

今回の提案の中で、発払機のリニューアルを含めて提案しても構いませんが、導入費用及び保守運用費用は提案の委託料に含むものとします。

(6) 売店・食堂等の取扱いについて

①場内売店

小田原市の普通財産として個別店舗（現在13店舗）と単年度で賃貸借契約を締結しており、包括委託を導入した後も、これらの契約は小田原市で継続して行います。ただし、イベント・ファンサービス等に利用する場合は、別途売店と直接協議してください。

②選手食堂

本場開催中の選手食堂の管理運営は受託者の業務とします。

③選手会売店（喫茶・部品売店）

選手会売店は（一社）日本競輪選手会神奈川支部の所管であり、委託範囲には含めません。ただし、小田原市との協議や調整が必要な場合は、開催運営業務の一環として対応することとします。

④自動販売機

現在設置してあるものについては、①と同様、既存契約を活かすため、委託範囲には含めません。ただし、場内サービスとして新たに導入を提案する場合には、受託者の業務とします。

⑤専門紙売店

売店そのものは委託範囲には含めません。ただし、専門紙を開催に必要な消耗品として取り扱う場合で売店とやり取りする場合は、受託者の業務とします。

(7) 施設・設備の修繕

施設・設備の修繕については、軽微なもので急を要するものについては受託者が負担しても構いませんが、通常は小田原市が負担するものとします。

(8) システムの導入・改修

提案に係るシステムの導入・改修については、年額1,500万円を上限として受託者の負担とし、これを超える場合は、小田原市と受託者が協議することとします。また、年間の更新・改修費が1,500万円に満たない場合は、未使用額を翌年度に繰り越し、令和3年度終了時に精算するものとします。

(9) 施設・備品等の使用について

受託者は、小田原市が所有する投票機器、音声映像機器、その他業務に必要な施設・備品等は無償で使用することができます。なお、場内モニターは（一部を除き）小田原市の所有物ですが、レース中継に係る映像運用保守業務機器及び防犯カメラは現行テレビ業者の持込みにより運用していますので、当該機器を使用する場合は、提案の委託料に含むものとします。その他特記していない業務についても、機器持込みによる運用は現行仕様書等で確認してください。

今回の提案の中で、映像関係機器を含む機器類のリニューアルを含めて提案しても構いませんが、導入費用及び保守運用費用は提案の委託料に含むものとします。

(10) 業務の削減・見直し等について

基本的に現行の業務水準を維持することを条件としますが、費用対効果を検証した結果の見直しや、効率化による見直し、経費の削減等については内容を記載し、提案してください。

(1 1) 委託料の見積り

本場開催に係る委託料は、売上げ（本場、場外、電話投票、ネット投票の総額）に対する委託料率にて提案してください。ただし、重勝式（Dokanto!、チャリ・LOT0）及び借上げミッドナイト競輪の売上げは除外するものとします。

委託料率は4.5%以内（税込み）で提案してください。

場外開催にかかる委託料については、基本的に開催グレード別の委託料率の提案とします。なお、契約期間中に「場間場外発売に関する申し合わせ事項」（様式6号の場外発売経費率の上限）が変更されても、原則として、提案された場外委託料率の見直しは行わないものとします。

また、システム関係の利用料等に変更があった場合は、小田原市と受託者とで協議するものとします。

(1 2) 委託料の支払時期

委託料の支払時期については、小田原市と受託者が協議の上、決定します。

(1 3) 事務局等運営組織の設置

業務を円滑・確実に実施するために、小田原競輪場内に事務局等の運営組織を設置してください。また、十分な職務経験を積んだ者を専任職員として配置してください。

(1 4) 地元企業の活用

可能な限り地元企業の活用に努めてください。

(1 5) その他

契約期間中に本募集要項の前提条件に含まれない事項が生じた場合は、小田原市と受託者と協議の上、別途契約するものとします。

3 委託業務の詳細

現地見学会の際に、既存業務基礎資料（仕様書・支払いデータ等）を提供します。

III 募集の手続き

1 応募資格

本業務の受託にあたって、ふさわしい社会的信用、資金力及び経営能力を備えた法人であり、以下の条件を満たすことを要します。

(1) 小田原市契約規則（昭和39年規則第22号）第5条の規定に該当する者であること。

(2) 自転車競技法施行規則（平成14年9月13日経済産業省令第97号）第3条第2項に該当しない者であること。

(3) 参加申込書の提出期限から候補者の選定の日まで、小田原市工事等入札参加資格者の指名停止措置要領に基づく指名停止処分を受けていないこと。

(4) 業種区分の一般委託において、小田原市競争入札参加資格者名簿に登録されていること。

- (5) 国内のいずれかの競輪場において包括委託の実績があること。
- (6) 警備業法（昭和47年7月5日法律第117号）第4条の規定に基づく警備業の認定を受けているものであること
- (7) 提出された書類の記載事項に虚偽がないこと
- (8) 小田原競輪開催業務等包括委託事業者選定委員会の委員が経営又は運営に関与していない者であること

2 募集要項等の配布

次のとおり、募集要項等を配布します。

- (1) 配布資料 募集要項、様式集
- (2) 配布方法 小田原市ホームページからダウンロードしてください。

3 現地見学会参加申込書の受付

次のとおり、現地見学会参加申込書を提出してください。

- (1) 提出書類 現地見学会参加申込書（様式1号）
情報の取扱いに関する誓約書（様式2号）
- (2) 受付期間 令和元年10月7日（月）～10月15日（火）※土日祝を除く
- (3) 受付時間 午前9時～午後5時（持参の場合）
- (4) 提出方法 事前に電話連絡の上、事業課あてに持参または郵送により提出してください。なお、郵送の場合は受付期間最終日までに必着とします。発送後であっても、未着の場合の責任は応募者に帰属するものとし、受付期間内に提出がなかったものとします。

4 現地見学会

企画提案参加予定者は必ず現地見学会に参加してください。不参加の場合は企画提案に参加できないこととします。参加の際に、既存業務基礎資料（仕様書・支払いデータ等）をお渡しします。

- (1) 日 時 令和元年10月21日（月） 時間は参加者ごとに指定します。
- (2) 場 所 神奈川県小田原市城山4-10-1 小田原競輪場本部棟3階 来賓室
- (3) 留意事項 参加人数は、1法人につき3名までとします。

5 質問書の受付

企画提案にあたって質問がある場合は、次のとおり質問書を提出してください。

- (1) 提出書類 質問書（様式3号）
- (2) 受付期間 令和元年10月21日（月）～11月1日（金）
- (3) 提出方法 事業課あてFAXまたは電子メールにより提出してください。
※提出した旨を別途電話連絡願います。

6 質問書に対する回答

回答は、令和元年11月8日（金）にFAXまたは電子メールにより、全ての現地見学会参加者に質問内容と併せて回答し、口頭による個別対応は行わないものとします。

7 企画提案参加申込書の受付

企画提案に参加される場合は、次のとおり企画提案参加申込書を提出してください。なお、提出書類に不備がある場合は受理できません。また、受理後に不備等により再提出が必要と判明した場合は、小田原市が別途指定する期日までに再提出してください。期日までに再提出されない場合は不受理とします。

(1) 提出書類

- ①企画提案参加申込書（様式4号）
- ②法人の沿革、組織（パンフレット可）
- ③警備業法第4条の規定に基づく警備業の認定を各都道府県公安委員会から受けていることを証する書類
- ④他競輪場における包括委託の実績を証する書類

(2) 受付期間 令和元年11月8日（金）～11月15日（金）※土日を除く

(3) 受付時間 午前9時～午後5時（持参の場合）

(4) 提出方法 事前に電話連絡の上、事業課あてに持参または郵送により提出してください。なお、郵送の場合は受付期間最終日までに必着とします。発送後であっても、未着の場合の責任は応募者に帰属するものとし、受付期間内に提出がなかったものとします。

8 企画提案書の受付

次のとおり、企画提案書を提出してください。

なお、提出書類に不備がある場合は受理できません。また、受理後に不備等により再提出が必要と判明した場合は、小田原市が別途指定する期日までに再提出してください。期日までに再提出されない場合は不受理とします。企画提案書の提出がない場合は、辞退したものとみなします。

(1) 提出書類

書類	備考	
①企画提案提出書 (様式5)		
②企画提案書 (任意様式)	A4版片面印刷(A3版折込可)とします。文字サイズは10ポイント以上とし ます(図表等を除く)。字体は自由とします。各ページにページ番号を記入して下 さい。 ※「IV 審査方法等 2 審査基準」に対応する次の各項目を含めて作成してくだ さい。	
	1. 総合的な考え方について	競輪業界及び小田原競輪場の現状をどのように捉 え、民間委託によって小田原競輪場の「何を・ど う」変化させることが可能と考えるかを記載して ください。
	2. 運営組織・執行体制について	受託後に予定している運営組織、人員の配置(発 売、警備、清掃)、執行体制等を簡潔に記載して ください。
	3. 危機管理体制とコンプライ アンスについて	コンプライアンス、不測の事態への対応など、危 機管理体制について提案してください。
	4. 業務効率化のための方策に ついて	業務効率化に対する全般的な考え方、小田原競輪 場における具体的な経費削減策など、費用対効果 も踏まえた上での提案を記載してください。具体 的に確実に削減できる費用があれば、(可能であ れば金額を含め)明記してください。
	5. 競輪場における受託実績に ついて	競輪場における受託実績とその成果についての概況 を記載してください。他の公営競技や専用場外施 設での受託実績があり成果を上げている場合、同 様に記載してください(一例で構いません)。
6. 実施計画について	周辺地域対策、地域経済への配慮、集客・売上向 上策等のための取り組みを記載してください。	
③見積書及び 売上見込額 (様式6・7)		

(2) 提出部数 各10部

(3) 受付期間 令和元年11月18日(月)～12月6日(金) ※土日を除く

(4) 受付時間 午前9時～午後5時(持参の場合)

(5) 提出方法 事前に電話連絡の上、事業課あてに持参または郵送により提出してください。な
お、郵送の場合は受付期間最終日までに必着とします。発送後であっても、未着の
場合の責任は応募者に帰属するものとし、受付期間内に提出がなかったものとしま
す。

9 留意事項

(1) 募集要項等の承諾

提案者は、企画提案参加申込書の提出をもって、募集要項等の記載内容を確認し承諾したものとみなします。

(2) 複数提案の禁止

提案者は、複数の提案を行うことはできません。

(3) 費用の負担

現地見学会、企画提案書の作成、プレゼンテーション等、本プロポーザル参加に要する費用は、提案者の負担とします。

(4) 提出書類の取扱い及び著作権

提案者から募集要項等に基づき提出される書類の著作権は、原則として書類の作成者に帰属するものとしますが、原則として提出書類の返却はしません。ただし、小田原市が受託候補者の公表等に必要の場合は、提案書の内容を無償で使用できるものとし、受託候補者が受託者となった時点で提出した書類の著作権は小田原市に帰属するものとします。

(5) 特許権

提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の日本国および日本国以外の国の法令に基づき保護される第三者の権利の対象となっている意匠、デザイン、情報資産（プログラムを含む各種ソフトウェア等）、電子機器類等を使用した結果生じた責任は、提案者が負うものとする。

(6) 提出書類の変更

小田原市の指示に基づく場合を除き、受理後の提出書類の内容変更は原則認めません。

(7) 資料の取扱い

小田原市が提示する書類は、応募にかかる検討以外の目的で使用することを禁止します。また、この検討の範囲内であっても、小田原市の承諾を得ることなく、第三者に対してこれを使用させ、又は内容を提示することを禁止します。

IV 審査方法等

1 審査方法

「小田原競輪開催業務等包括委託事業者選定委員会」の審査により、受託候補者を決定します。審査基準に基づき、書類審査及びプレゼンテーション並びにヒアリング審査を実施します。

2 審査基準

以下のような項目と配点で、提案内容を審査します。

(1) 総合的な考え方（全体の評価）＜計15点＞

- ・競輪事業の現状（全国及び小田原競輪）に関する理解・分析、課題抽出が的確かどうか。

- ・受託への意欲、熱意が感じられるか。
 - ・現行業務内容等を的確に捉え、明確かつ具体的に提案されているか。
 - ・実施方法等が具体的で、実現性があるか。
- (2) 運営組織・執行体制<計16点>
- ・業務運営に必要な事務局等運営組織の体制が確保されているか。(経験者の配置等)
 - ・各業務に十分な技能や経験をもった人員が配置されているか。
- (3) 危機管理体制とコンプライアンス<計10点>
- ・管理運営上発生するシステム障害等のリスクや不測の事態に備えた取り組みを行っているか。
 - ・お客様の安全管理体制や災害時等緊急時の対策が十分であるか。
 - ・機密保持の対策や関連法令の遵守が適正に行われるか。
- (4) 業務効率化のための方策<計20点>
- ・独自性のある提案や斬新な提案となっているか。
 - ・効果的で実現可能性がある提案となっているか。
 - ・確実な経費削減が見込めるか。
- (5) 競輪場における受託実績<計5点>
- ・競輪場での包括業務の受託実績があり、成果があがっているか。
 - ・他の公営競技や専用場外施設での受託実績があり、成果があがっているか。
- (6) 実施計画<計14点>
- ・ごみ、騒音、交通安全、違法駐車など、周辺地域への配慮が示されているか。
 - ・業務の再委託など地域経済への配慮が示されているか。
 - ・有効な集客・売上向上策が示されているか。
- (7) 委託料<計20点>
- ・委託料の経済的優位性があるか。
 - ・見積根拠が適切であるか。

3 プレゼンテーション及びヒアリング審査

- (1) 日時 令和元年12月(日時の詳細は、別途通知します。)
- (2) 場所 神奈川県小田原市城山4-10-1 小田原競輪場本部棟3階 来賓室
- (3) 実施時間 70分程度(プレゼンテーション40分程度、ヒアリング審査30分程度)
- (4) その他 ①出席人数は、1企画提案者につき5名までとします。
- ②準備、撤収は、審査前後の各10分間にて行ってください。
- ③プレゼンテーションに必要な機器は、企画提案者において用意してください。
- ④プレゼンテーション及びヒアリング審査の順番は小田原市が指定します。
- ⑤プレゼンテーション及びヒアリング審査は1者でも実施します。

4 審査及び結果通知

- (1) 受託候補者は、審査による合計得点が最も高い者となります。ただし、一定の基準に満たない場合は受託候補者にしないものとします。
- (2) 契約締結にあたっては、提案内容をもってただちに契約内容とするものではなく、受託候補者と提案内容に沿った協議を行った上で、双方が合意に至った際、契約を締結するものとします。
- (3) 受託候補者との契約の締結が不可能となった場合は、次点者を受託候補者となります。
- (4) 審査結果は、企画提案者すべてに文書で通知します。原則として電話等による問い合わせには応じないものとします。
- (5) 審査結果に対する異議を申し立てることはできないものとします。

V その他留意事項

- (1) 契約締結から委託期間開始前までの間（以下「準備・研修期間」という。）、継続的な競輪事業の運営に支障が生じないように細心の注意を払った上で事前準備・事務引継ぎを行ってください。なお、準備・研修期間に要する受託者の経費については、すべて受託者が負担することとします。
- (2) 委託業務の一部について再委託を行おうとする場合は、小田原市の承認を受けてください。再委託先に対する指揮・監督責任は受託者が負うものとします。なお、委託業務の一部について再委託を行う場合、市内業者の受注機会の増大に努めてください。
- (3) 令和元年度分の時効までの払戻業務については、小田原市及び現行投票システム保守会社と協議の上、引継ぎを行い、責任を持って業務を実施してください。
- (4) その他、予定外の事項が生じた場合には、その都度、小田原市と受託者が協議するものとします。

募集に関するお問い合わせ、各種受付先

〒250-0045

神奈川県小田原市城山4-10-1

小田原市公営事業部 事業課

担当：山田、飯山

電話：0465-23-1101（直通）

FAX：0465-23-6499

メールアドレス：jigyo@city.odawara.kanagawa.jp